

## 支部・ブロック活動規則

(特非) 全国要約筆記問題研究会

### 第1条(目的)

本規則は、定款第57条に基づき、定款第39条に定める支部およびブロックにおける会員の活動および組織構成について定める。

### 第2条(支部・ブロックの構成)

支部は、当該支部内に所在する全要研正会員(以下、単に「支部会員」という)により構成される。各支部名は、別表1に従い、連合してブロックを構成する。支部会員は、支部およびブロックでの活動に参加する。

### 第3条(支部の活動)

(1) 支部は、定款第5条に定める会の目的のために、各年度の全要研総会で議決された当年度の活動方針および事業計画に沿って活動する。

(2) 支部は、各支部において、上記活動に加えて、支部独自の活動を行なうことができる。但し、当該活動は、全要研の会の目的から逸脱してはならず、また支部総会において決議されたものであることを要する。

(3) 支部は、他団体の行なう集会その他の会合に関する後援、協賛などの支援について、理事会に届け出ることとする。

### 第4条(財政および会費)

(1) 各支部の年間における活動は、全要研総会で地域活動助成として承認された支部活動費により賄う。各支部は、支部活動および支部が構成するブロック活動に要した費用を支出する。

(2) 支部は、前条(2)の活動に伴って、必要な経費を集め、あるいは適正な費用を得ることができる。

(3) 各支部は、支部活動に伴う収支について、会計年度毎の決算を行ない、第6条に定める支部総会での承認を得て理事会に報告する。

### 第5条(支部役員および支部役員会)

(1) 支部には、支部役員として、支部長(1名)、事務局長(1名)、会計(1名)、担当役員

(若干名)を置く。支部長は、支部活動を総理する。担当役員の担当内容は、各支部において定める。

(2) 支部役員は、支部総会において選出する。役員の任期は、選任された総会の翌々年度の支部総会までの2年間とする。支部役員に欠員等が生じた場合には、補充することができる。

(3) 支部役員は、支部役員会を構成し、次条に定める支部総会での議決に沿って、支部運営を担当する。支部役員会は、少なくとも年間2回開催する。支部役員会は、通信装置を介して実施することを妨げない。

#### 第6条(支部総会)

(1) 支部は、各年度において、全要研総会前3か月以内に、定期支部総会を開催する。定期支部総会は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、支部総会期日の少なくとも10日前までに支部会員に通知し、招集する。

(2) 定期総会では、以下の各号について討議し、議決する。

- ①前条に定める必要な役員の選出・補充
- ②当年度の活動および決算
- ③次年度の活動計画およびこれに伴う予算
- ④その他、支部の運営に関する事項

(3) 支部総会は、支部会員数の委任状を含めて、支部会員数の1/2以上の出席を以て成立する。支部会員が欠席する場合は、書面または電磁的方法により、あらかじめ書面評決または委任ができる。委任は、原則として議長委任とする。

(4) 支部総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、議長は、支部総会に出席した支部会員の中から選出する。

(5) 支部総会では、全要研全体の活動に関する事項を討議し、要望その他を決することができる。

#### 第7条(ブロック活動)

(1) ブロックは、定款第5条に定める会の目的のために、次条に定めるブロック委員会の協議に基づき必要な場合、以下の各号の活動を行うことができる。

- ①研修会など
- ②災害発生時における支部や他のブロックと連携した活動
- ③全要研集会担当ブロックに際しての実行委員会の設置

## 第8条(ブロックの体制)

- (1) ブロックは、前条の活動のほか、全要研組織の緩やかな連携・協調の維持を目的として、以下の体制をとることとする。
- (2) 支部ごとに1名以上選出されたブロック委員(任期2年)によりブロック委員会を設置し、ブロック長および必要な役割を互選により決める。
- (3) ブロック委員会は、年1回以上開催し、ブロック長が招集する。年度当たり1回のブロック委員会の委員交通費(実費)については、各支部1名につき全要研非営利活動事業の地域活動助成から支出する。
- (4) ブロック委員会は、通信装置を介して実施することを妨げない。
- (5) ブロックで活動する場合の運営費は、各支部が、原則として支部会員数に応じて拠出し、当該年度終了後、各支部に精算する。
- (6) ブロックは、他団体の行う集会その他の会合に関する後援、協賛などの支援について、理事会に届け出ることとする。

## 第9条(雑則)

- (1) 各支部の通常の支部名には、別表1の支部名を用いる。
- (2) 各ブロックの通常のブロック名には、別表1のブロック名を用いる。
- (3) この支部・ブロック活動規則の内容およびこの規則に定めのない事項について疑義が生じた場合には、理事会に問い合わせるものとする。
- (4) 支部は、全要研定款および本規則に反しない範囲において、会計監査、総会における個人委任の規定など、運営上必要な細則を定めることができる。

## 附則

1. この規則は、2013年4月1日から施行するものとし、各支部および各ブロックは、2012年度において、現在の支部・ブロック規約からの移行を図るものとする。
2. 2013年2月16日の理事会審議を経て、7条、8条の文言を改め、同日より施行する。
3. 2021年3月20日の理事会審議を経て、6条の文言を改め、同日より施行する。
4. 2022年3月17日の理事会審議を経て、6条の文言を改め、同日より施行する。

<別表I>

ブロック名	構成支部および支部名
北海道	道北、道東、道南、道央
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉県、千葉
関東	東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川
中部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
関西	滋賀、福井、京都
近畿	奈良、和歌山、大阪、兵庫
中国	岡山県、鳥取県、広島県、島根県、山口県
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県